

NewsLetter

中国第四次改正特許法の臨時経過措置

中国第四次改正特許法は2021年6月1日(以下、「施行日」と記す)に施行された。しかし、改正特許法の下位規定である「特許法実施細則」、「特許審査指南」の改訂は、上記施行日まで完了されておらず、完了されるまで暫く時間が掛かる事態になっている。このような状況で、2021年5月24日に、中国国家知識産権局(以下、「中国特許庁」と称する場合がある)は、「臨時」の経過措置として、「改正特許法の施行に関わる審査業務処理暫定方法」(以下、「暫定方法」と略称する)を発表した。当該暫定方法によると、施行日以降、改正特許法に規定される各手続きが行われる。ただし、上記手続きに対する特許庁の審査は、特許法実施細則が改訂され施行された後に行われる。また、特許法実施細則に規定される各種手続きの期限について、2020年11月27日に公表された「特許法実施細則(意見募集稿)」の規定が適用される。また、中国特許庁は、改正特許法に関わる審査業務用フォームを多く作成し、アップロードし、施行日以降、利用者の利用に供する。以下、暫定方法の内容を紹介する。

1. 暫定方法第1条によると、2021年6月1日より、紙で或いは出願ソフトで、改正特許法第2条第4項に基づき、部分意匠出願を提出することができる。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記部分意匠出願を審査する。

2. 暫定方法第2条によると、出願日が2021年6月1日以降の出願について、改正特許法第24条第1項に設けられた新たな新規性喪失の例外規定(注:緊急事態または異常状況のとき、公共利益の目的で初めて公開された場合)の適用を紙で申請することができる。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記申請を審査する。

3. 暫定方法第3条によると、出願日が2021年6月1日以降の意匠出願について、改正特許法第29条第2項に基づき、国内優先権を請求する書面を提出することができる。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記国内優先意匠出願、及び優先権の基礎となる先の意匠出願を審査する。

4. 暫定方法第4条によると、出願日が2021年6月1日以降の出願について、改正特許法第30条に規定される期限(注:先の出願の出願日から16カ月以内)までに、優先権証明書を提出することができる。

5. 暫定方法第5条によると、2021年6月1日以降公告された特許権について、特許権者は、改正特許法第42条第2項に基づき、公告日から3カ月以内に、紙で特許存続期間の補償を請求することができ、後に、中国国家知識産権局から発行される納付通知書に従い、費用を納付する。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記請求を審査する。

6. 暫定方法第6条によると、2021年6月1日より、特許権者は、改正特許法第42条第3項に基づき、新薬の発売が承認された日から3か月以内に、紙で特許存続期間の補償を請求することができ、後に、中国国家知識産権局から発行される納付通知書に従い、費用を納付する。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記請求を審査する。

7. 暫定方法第7条によると、2021年6月1日より、特許権者は、改正特許法第50条第1項に基づき、その特許についてオープン実施許諾を行うことを紙で自ら声明することができる。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記声明を審査する。

8. 暫定方法第8条によると、2021年6月1日より、被疑侵害者は、改正特許法第66条に基づき、中国特許庁に対して権利評価書を紙で請求することができる。中国特許庁は、特許法実施細則が改訂され施行された後に、上記請求を審査する。

9. 暫定方法第9条によると、2021年6月1日より、中国特許庁は、改正特許法第20条第1項(注:信義則)、第25条第1項第五号(注:原子核変換方法)に基づき、方式審査、実体審査、拒絶査定不服審判に係属する特許出願を審査することができる。

10. 暫定方法第10条によると、出願日は2021年5月31日前(31日を含み)の意匠登録の存続期間は、10年であり、出願日から起算する。

【解説】

(1). 2021年6月1日より、部分意匠出願ができるとされているものの、その具体的な手続き、特に図面の作成仕方が全く分からない。新たにアップロードされた意匠出願の願書には、部分意匠、意匠の国内優先などの選択項目が含まれているので、出願の際に、その願書と一応の図面を提出すれば、後に何かの共済措置が受けられると推測する。

意匠出願の国内優先権、16カ月の優先権証明書
の提出期限、15年の意匠権の存続期間は、出願日
が2021年6月1日以降の出願に適用され、2021年
5月31日以前の出願に適用されないことが明確にな
った。

(2). 特許存続期間の補償は、出願日に問わず、
2021年6月1日以降公告された特許権に適用され、
2021年5月31日以前公告された特許権に適用され
ない。また、特許存続期間の補償を申請できる期間
は、特許法実施細則(意見募集稿)の規定が適用さ
れ、特許公告日から3カ月以内とされている。

また、薬品特許存続期間の補償は、出願日、公告日に問わず、2021年6月1日以降薬品の発売が承認されるものに対して、薬品特許存続期間の補償を申請することができる。即ち、2021年5月31日以前発売が承認された薬品の特許に適用されない。また、薬品特許存続期間の補償を申請できる期間は、特許法実施細則（意見募集稿）の規定が適用され、薬品の発売が承認された日から3か月以内とされている。

新たにアップロードされた特許存続期間の補償/薬品特許存続期間の補償のフォームに、記載事項、提出書類が詳細に記載されているので、申請の際に、そのフォームに沿って記載し、書類を提出すれば、後に何かの共済措置が受けられると推測する。

(3). 出願日、公告日に問わず、2021年6月1日以降、特許権者は、オープンライセンスを申請することができる。

また、出願日、公告日に問わず、2021年6月1日以降であれば、被疑侵害者は、中国特許庁に対して権利評価書を請求することができる。

(4). 出願日に問わず、2021年6月1日以降、中国特許庁は、新たに導入された信義則の規定に基づき、出願を審査することができる。いち早くごみ特許を対処しようという意思の表れである。

以上

北京瑞盟知識産権代理有限公司

〒100005 北京市東城区建国門内大街7号
光華長安ビル2座817号

電話：86-10-51298098（代表）、86-10-65180225（日本語）

FAX：86-010-65180226

Email：mail@rimoon.com.cn

Website：http://www.rimoon.com.cn/

